

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人ノンラベル
評価者氏名（職名）	春日井 敏之（立命館大学 教授）
評価対象期間（年度）	平成27年度（平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める 事業に割く労力の割合※
福祉サービス事業	90%
月例家族会開催	10%
	%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

- ・ 多忙な日常の支援活動のなかで、国家資格者が新たに1名誕生したことは特筆に値する。
- ・ 月例家族会の開催、個別支援・コーディネート事業、居場所援助事業、「障害福祉サービス」の提供、支援者養成事業、研究会・研修会等事業など幅広い活動を行っている。このうち、特に、現在重点となっている事務所における「障害福祉サービス」の提供は、居場所援助事業の活動と連動して、青年の自立訓練、就労支援の場としての機能を果たしている。今年は新たに4名が就労決定を得てきたことは大きな成果として挙げることができる。
- ・ 支援については、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援B型事業と移行していくが、就労移行支援をさらに拡充していくことも求められる。
- ・ 今後に向けては、事務所における「障害福祉サービス」事業の経験を経て社会で就労していくために、雇用してくれる事業所の更なる拡充が必要となっている。同時に、雇用の促進とかかわって、「発達障害・偏り（自閉症スペクトラム）」への理解が、社会的に不十分な状況があり、発達特性として成年を理解して、受け入れていく社会的な土壌を醸成していく必要がある。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

- ・ 職員1名が辞職し、1名が新たに採用されたが、提供するサービスの水準を下げることなく、現在法人が実施している幅広い事業活動を継続して展開されることを期待する。
- ・ 多様な事業活動の展開が可能となっている背景には、職員だけではなく、会員である保護者、青年自身の当事者としての主体的な参加がみられる。支援を受けるという受け身の存在に留まらず、当事者性を発揮しながら、自分たちで、職員とともに事業を支えているという姿勢があることは特筆すべきことである。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
就労継続支援B型より、就労移行支援からの就職者を増やすべきではないか。	就労移行支援からの就職者を増やすべく、今後の方策を理事会等で検討を進める。
スタッフの交代でサービスが低下しないようにすべきではないか。	引き継ぎが十分行えるよう、マニュアルの作成等を含めて、理事会等で検討を進める。

備考（審査委員会のコメント）

障害福祉サービスなど多くの事業を行われており、利用者等に対して、しっかりと公益性をアピールされている。引き続き、条例指定・認定による公的な認知や税制上の優遇措置のメリットを活かしながら、多くの方に活動が認知され、応援をしていただける存在となるよう期待する。